

今後の検討について（案）

1 「中間報告」における今後の検討課題

第2ステップ以降の対応に向けて、温暖化対策全体の検討状況を踏まえつつ、幅広く国民各界各層の意見を聴きながら、引き続き、税制に係る以下のような課題についての検討を進めていく必要がある。

- ・ 各課税タイプに応じた具体的な温暖化対策税の制度の案の構築
- ・ 自主協定制度や排出量取引制度のような他の政策手法や税制の役割分担の考え方の整理（各政策手法間の費用対効果の比較も念頭に置き、また、産業、民生、運輸等の部門を考慮して整理）
- ・ 他の政策手法と組み合わせる場合の税法上の観点からの検討課題の整理
- ・ 制度の案による効果・影響についての定量的な分析

温暖化対策全体の進捗状況の評価における第1ステップの税制面での取組についての評価を念頭に置いた検討も行っていく必要がある。

中長期的には、温暖化対策税の導入のみならず、温暖化対策の観点からの税制全体のグリーン化に向けた検討も進めて行くべきである。

2 今後の検討について

（1）中間報告において示された3つの課税タイプとその他の論点

化石燃料上流課税

すべての化石燃料（石炭、石油、天然ガス）に対し、炭素含有量を勘案して、上流で課税

まずは、既存税の対象となっていない石炭に課税することも一案
また、原料としての化石燃料使用は非課税とすることが考えられる

化石燃料下流課税

すべての化石燃料（石炭、石油、天然ガス）に対し、炭素含有量を勘案して、下流で課税

まずは、既存税の対象となっていない石炭等に課税することも一案
また、原料としての化石燃料使用は非課税とすることが考えられる

排出量課税

CO₂の排出に対し、その排出量に応じて排出者に直接課税

以上の他、3つの課税タイプの組み合わせ、 税収の使途、 政策的な優遇措置等について論点整理がなされている。

(2) 今後の検討の基本的考え方

温暖化対策税制の在り方の検討については、ステップ・バイ・ステップのアプローチに沿って取り進める。

すなわち、2004年に実施される対策の進捗状況の評価等において必要とされた場合には、第2ステップ（2005年 - 2007年）以降早期に、CO₂排出削減を主目的とした温暖化対策税を導入する。

導入の際に考えられる具体的な制度の案の策定に向けた検討は、他の施策手法の検討とともに、第1ステップのうちから進めておく。

なお、第1ステップにおいて進められることが望ましい既存関連税制のグリーン化等の動きにも引き続き留意することとする。

(3) 具体的な制度案の構築に向けた論点

温暖化対策の全体パッケージにおいて税が担う役割

【前提】

最終的には温暖化大綱に基づく2004年のレビュー結果により決まるもの

税の目的はCO₂排出削減

よって、CO₂を排出する化石燃料すべて（又はCO₂排出すべて）が原則対象となる

3つの課税タイプを念頭に、その他の論点についても検討する

【制度案構築の際の論点】

第2ステップからの追加的対策の構成はどうなるのか（自主協定制や国内排出量取引制度のような他の政策手法との組み合わせの要否）

どの程度までのCO₂排出削減を目的とし、どの程度の税率とするのか

どのような税の効果によるCO₂排出削減か

- ・ 価格インセンティブ効果のみ
 - ・ 価格インセンティブ効果 + 税収を活用した削減対策効果
- 税収の使途としてはどのようなものが考えられるか
- ・ 温暖化対策
 - ・ 温暖化対策以外の支出
 - ・ 歳入中立（他の税目の軽減）

税を効かせない対象としてどのようなものが考えられるか

- ・ CO₂ を排出しないもの（例：原料としての化石燃料使用）
- ・ 温暖化対策の観点から推進すべきもの（例：公共交通機関）
- ・ 他の政策手法により対策を推進することとしたもの
- ・ 温暖化大綱に照らして排出削減の実績が上がっているもの（例：追加的対策が特に必要ではない部門、業界、企業）
- ・ 課税による影響が極めて大きいもの（例：国際競争力上の影響、逆進性の問題）

既存税との調整をどのように行うか

税制改革全体における温暖化対策税制の位置付け

【制度案構築の際の論点】

今次税制改革において、温暖化対策税をどのような形で適切に位置づけていくか。

（４）制度案構築等の進め方

温暖化対策税制の担うべき役割について仮想的なケースを設定した上で、以上の論点を踏まえ、課税対象、課税段階（納税義務者）、税率水準、税収の使途、減免措置等の要素を含む制度案を構築する。

それぞれの制度案について、効果・影響を定量的に分析するとともに、制度化及び執行の可能性について検証する。

「我が国における温暖化対策税制について(中間報告)」
(中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会)の抜粋

2 取り進め方

(3) 第2ステップ以降の対応

地球温暖化対策推進大綱に基づき、2004年に実施される対策の進捗状況の評価等において必要とされた場合には、第2ステップ(2005年-2007年)以降早期に、CO₂排出削減を主目的とした温暖化対策税を導入すべきである。その際には、ポリシーミックスの中において自主協定制や国内排出量取引制度のような他の政策手法の検討状況も踏まえて、温暖化対策全体の中で、税が担う役割、目的を明らかにし、適切な制度の案を策定することが必要である。

また、以上のように、第2ステップ以降に温暖化対策税を導入する可能性を事前に明示することは、早期の対策実施を進めるメリットを企業・国民等の各主体に与え得る点から望ましい。

特に重要な点は、第2ステップ以降に温暖化対策税を導入する場合には、前述の温暖化対策のための税制優遇措置を含む減税と併せて、税制改革全体の中で検討することである。

その際、第2ステップ以降に導入する温暖化対策税の税収の用途についても、温暖化対策の実施における国と地方公共団体の関係に十分配慮して検討すべきである。京都議定書の目標達成には、国、地方公共団体等のすべての主体がそれぞれの役割に応じて総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じ、例えば、温室効果ガスの排出抑制に資する都市整備や、植林、里山林の整備、国土緑化運動の推進及び都市緑化等のCO₂吸収源の保全及び強化に資する対策を講ずるとともに、地球温暖化対策に対する普及啓発などにより、地域ぐるみの取組を推進していくことが考えられる。

いずれにせよ、具体的な制度の案の策定に向けて考え得る課税タイプの検討は、他の政策手法の検討とともに、第1ステップのうちから進めておくべきであり、現時点においては、以下のような整理を行った。これを素材として、国民的な議論が行われることを強く期待する。

「地球温暖化対策推進大綱」(地球温暖化対策推進本部決定)の抜粋

地球温暖化対策の策定・実施に当たっての基本的な考え方

(2) ステップ・バイ・ステップのアプローチ

2002年から第1約束期間終了までの間を、2002年から2004年までの「第1ステップ」、2005年から2007年までの「第2ステップ」、第1約束期間(2008年から2012年まで)の「第3ステップ」の3ステップに区分し、第1ステップから講じていく対策・施策によって第1約束期間における京都議定書の6%削減約束を確実に達成することを定量的に明らかにするとともに、第2ステップ及び第3ステップの前に対策・施策の進捗状況・排出状況等を評価し、必要な追加的対策・施策を講じていくステップ・バイ・ステップのアプローチを採用する。この際、客観的要素に基づいて評価・見直しを行うことができるよう、本大綱においては、温室効果ガス別その他の区分ごとの目標、個々の対策についての我が国全体における導入目標量、排出削減見込み量及び対策を推進するための施策を盛り込むこととする。

ポリシーミックスの活用

効果的かつ効率的な温室効果ガスの排出削減のためには、自主的手法、規制的手法、経済的手法等、あらゆる政策手法の特徴を活かして、有機的に組み合わせるというポリシーミックスの考え方がある。

費用対効果の高い削減を実現するため、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導するという、いわゆる経済的手法があるが、税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済・産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について、地球環境保全上の効果が適切に確保されるよう国際的な連携に配慮しつつ、様々な場で引き続き総合的に検討する。

我が国における温暖化対策税制について

～ 中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会中間報告～

取り進め方について

地球温暖化対策推進大綱の「ステップ・バイ・ステップのアプローチ」。

第1ステップ(2002年～04年)

道路等の特定財源等については、温暖化対策を促進する「グリーン化」を積極的に推進。

道路特定財源

【使途のグリーン化】

温暖化対策関連の予算拡充

【課税面のグリーン化】

揮発油税等の暫定税率については、CO₂排出の増加を回避するため、来春の期限切れ後も、現行の税率水準を維持。

石油税、電源開発促進税等その他特定財源

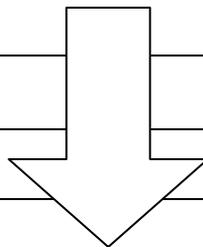
【使途のグリーン化】

温暖化対策関連の予算拡充

温暖化対策のための研究開発や設備投資に係る税制面での優遇措置等の拡充

第2ステップ(2005年～)

要すれば、早期に、温暖化対策税を導入。税制改革全体の中で検討。
導入を明示することにより、温暖化対策への早期取組を促進。



3つの課税タイプ

すべての化石燃料(あるいはCO₂の排出)が課税対象。
課税対象及び課税段階により分類。

化石燃料上流課税

すべての化石燃料(石炭、石油、天然ガス)に対し、炭素含有量を勘案して、上流(輸入段階)で課税

化石燃料下流課税

すべての化石燃料(石炭、石油、天然ガス)に対し、炭素含有量を勘案して、下流(燃料の販売段階等)で課税

排出量課税

CO₂の排出に対し、その排出量に応じて排出者に直接課税

今後の課題

課税タイプに応じた、具体的な温暖化対策税の制度案を構築。

税収の使途、政策的な優遇措置について検討。

自主協定制度や国内排出量取引制度のような他の政策手法も含めた温暖化対策の政策パッケージ全体の中で検討。